

平成二十一年十一月二十日受領
答 弁 第 七 三 号

内閣衆質一七三第七三号

平成二十一年十一月二十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員山内康一君提出元国税庁長官の社団法人日本損害保険協会副会長就任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山内康一君提出元国税庁長官の社団法人日本損害保険協会副会長就任に関する質問に対する答弁書

一について

「天下り」とは、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることをいうが、お尋ねの人事については、府省庁によるあつせんを受けずになされたものであり、「天下り」には当たらない。

二について

府省庁からあつせんや略歴の送付等の情報提供はなかったと承知している。

三について

退職した公務員が、府省庁のあつせんを受けずに再就職することは「天下り」には該当しないが、退職した公務員が、同一府省庁出身者が何代にもわたって占めてきた特定の団体等のポストに再就職する場合については、当該府省庁の当該団体等に対する行政上の権限、契約、補助金等の関係及び当該再就職の経緯について精査していく必要があると考えている。